

令和4年第2回

農業委員会総会議事録

- ・ 開催日 令和4年2月28日
- ・ 会場 深谷市役所大会議室

深谷市農業委員会

深谷市農業委員会総会日程

令和4年2月28日(月) 午後2時から
深谷市役所本庁舎3階 大会議室

1. 開 会

2. 議長選出

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- 1) 報告第 6 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 7 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 8 号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 9 号 農業用施設(2a未満)の届出に対する専決処分について
- 5) 報告第 10 号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 6) 報告第 11 号 農地法第5条第1項第7号目的の買受適格証明願に対する専決処分について
- 7) 議案第 9 号 農用地利用集積計画の決定について
- 8) 議案第 10 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 9) 議案第 11 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 10) 議案第 12 号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について
- 11) 議案第 13 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 12) 議案第 14 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について
- 13) 議案第 15 号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について
- 14) 議案第 16 号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見について
- 15) 議案第 17 号 農業経営基盤強化促進基本構想の変更(案)に対する意見について

5. 閉 会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和4年2月28日	開会場所	深谷市役所大会議室		
開閉の日時	開 会	令和4年2月28日(月) 午後2時00分			
	閉 会	令和4年2月28日(月) 午後3時18分			
議長	会長 安藤 已喜夫				
委 員 出 席 状 況					
議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1	木口 正彦	出	21	塚原 勝美	出
2	茂木 浩	出	22	富田 千恵子	出
3	江口 明	出	23	塚越 石夫	出
4	柴崎 安雄	出	24	石川 野理子	出
5	小内 忠	出	1	増野 弘	出
6	大澤 慶三	出	2	糸原 清	出
7	下田 洋子	出	3	田中島 隆	出
8	小嶋 道夫	出	4	篠原 哲男	欠
9	吉田 光雄	出	5	大澤 正	出
10	新井 安夫	出	6	橋本 繁穂	出
11	新井 美津子	出	7	加藤 富夫	出
12	関根 満好	出	8	鶴田 博樹	出
13	福島 明	出	9	飯塚 諭	出
14	坂本 清	出	10	原口 友一	出
15	宇野 正行	出	11	根岸 英男	欠
16	荻野 正和	出	12	須永 政信	出
17	飯島 三喜男	出	13	野辺 一夫	出
18	小暮 次男	出	14	馬場 詔二	出
19	今井 順子	出	15	大野 晃	出
20	安藤 已喜夫	出	16	高荷 政行	欠
説 明 者	事務局長	吉田 稔			
	事務局次長	大木 保			
	局長補佐兼農地係長	大浜 和雄			
	主査	磯貝 益生			
	主査	関根 麗子			
	主査	山口 圭一			
	主任	小林 豊			
参 与	農業振興課 係長	金井 辰裕			
	農業振興課 係長	秋山 康晴			
	農業振興課 主査	福島 芳宏			
	農業振興課 主任	根岸 智子			
	農業振興課 主事	加藤 寛規			

会 議 件 名		て ん 末	
会 議	開会	事務局長	<p>本日は、深谷市農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今から、令和4年第2回深谷市農業委員会総会を開会いたします。</p>
	委員の出欠席報告	事務局長	<p>はじめに、本日の欠席委員の報告をいたします。</p> <p>農業委員さんにつきましては、全員出席でございます。</p> <p>従いまして、委員24人中24人の出席となり、出席者が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員につきましては、4名の方が欠席ということで、16人中12人の出席となっておりますので、合わせてご報告申し上げます。</p>
	議長の選出	事務局長	<p>次に議長の選出を行います。</p> <p>深谷市農業委員会総会会議規則第3条に会長が議長となる旨、規定されておりますので、安藤会長にお願いいたします。</p>
進 行	議事録署名人の指名	議 長	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しいなかご出席ありがとうございます。</p> <p>それでは、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議席番号17番飯島委員、議席番号18番小暮委員、以上2名を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
	報告事項について	議 長 事務局	<p>それでは、総会日程に従いまして、順次進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から、報告第11号「農地法第5条第1項第7号目的の買受適格証明願に対する専決処分について」までを一括して議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは事務局より説明させていただきます。</p> <p>議案書の1ページ、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。貸主、借主の合意に基づきまして解約されたものでございます。本件については2ページまでの6件となります。</p> <p>続きまして、3ページをお願いいたします。報告第7号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」でございます。本件は相続に対する届出となります。深谷市農業委員会事務専決規定により専決処分したのでご報告いたします。本件につきましては5ページまでの5件でございます。なお、3ページの整理番号1番の農地につきましては、あっせん希望の欄が「有」となっておりますので借り受けてくれる方をご存知でしたら農業委員会事務局の方までお知らせ願いたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、6ページをお願いいたします。報告第8号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」でございます。深谷市農業委員会事務専決処分規定により専決処分したので報告いたします。4条転用の届出につきましては、市街化区域内において土地所有者本人が行う、土地の権利移動を伴わない転用でございます。本件につきましては7ページまでの6件、合計面積は964.81㎡でございます。</p> <p>続きまして、8ページをお願いいたします。報告第9号「農業用施設(2a未満)の届出に対する専決処分について」でございます。深谷市農業委員会事務専決規定により専決処分したので報告いたします。本件は農地に敷地面積200㎡未満の農業施設を建築する場</p>
状 況			

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議			<p>合に届出を行うものがございます。本件につきましては8ページの2件、合計面積は172.75㎡でございます。</p> <p>続きまして、9ページをお願いいたします。報告第10号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」でございます。深谷市農業委員会事務専決規定により専決処分したので報告いたします。5条の転用届出につきましては、市街化区域内において、農地の所有権移転や賃貸借等、権利の移転や設定を伴う転用でございます。本件につきましては、12ページまでの15件、合計面積は4,486.19㎡でございます。</p> <p>続きまして、13ページをお願いいたします。報告第11号「農地法第5条第1項第7号目的の買受適格証明願に対する専決処分について」でございます。深谷市農業委員会事務専決規定により専決処分したので報告いたします。買受適格証明は、農地の競売や公売の落札者が農地法の定める適格者でなければ農地の売却手続きをやり直すこととなるために、強制売却制度と農地法の定める許可制度との整合性を確保するための制度となります。本件につきましては13ページの1件、面積は693㎡でございます。</p> <p>報告案件につきましては以上となります。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p>
		議 長	はい。ただ今事務局より報告がありました本件は、専決処分事項でありますので、報告のみとさせていただきます。
進 行 状 況	議案第9号 「農用地利用集積計画の決定について」	議 長	次に、議案書の14ページ、議案第9号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	<p>はい、それでは議案書の14ページ、議案第9号「農用地利用集積計画の決定について」を事務局より説明いたします。</p> <p>本議案は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙の農用地利用集積計画(案)について、同計画の決定を求めるものです。本日の総会でこの計画が決定されますと、令和4年3月11日に公告することにより、令和4年4月1日から利用権が設定されます。また、整理番号53番の埼玉県農林公社の借り受けにつきましては令和4年5月1日から利用権が設定されます。</p> <p>続きまして、15ページの利用集積計画概要表について、説明いたします。今回の案件は53件、総筆数106筆、総面積133,370㎡でございます。また、こちらの別紙「第2回深谷市農業委員会総会議案資料」の1ページに借受人別内訳がございますのでご参照ください。</p> <p>続きまして、27ページから28ページをご覧ください。</p> <p>整理番号46番から50番の「市外より参入」について、説明いたします。通常は、地元委員によるヒアリングを行うところではございますが、法人側でコロナウイルスのクラスターが発生したことにより、2月16日に、事務局による聞き取りを行わせていただきました。借受人である法人は、1年前から熊谷市で農業参入し、今回、初めて深谷市の農地を借り受けるものがございます。熊谷市では認定農業者であり、熊谷市内に11町の借受地がございます。労働力は6人で、その他にパート従業員が15人であるとのこと。作物構成は、ブロッコリー・とうもろこし・じゃがいもで、今回の借受地では、初めに緑肥を蒔き、その後、ブロッコリー・じゃがいもを作付けする計画であるとのこと。基本装備は、農業用作業所、農機具置場、育苗ハウス、トラクター、トラック等を所有しており、熊谷市内の事業所からの移動は、搬送用のトラックで行うとのこと。販路は、農業協同組合と深谷市内の卸売業者であるとのこと。また、今回の借受地は以前から遊休化が問題視されてきました農地で、前の借受人が撤退したことから、今回の利用権が提出されたものです。</p> <p>農用地利用集積計画の決定についての説明は以上です。</p> <p>なお、ご審議いただくにあたりまして、整理番号26番の新規就農について、地区の委員に出席いただき、就農予定者からヒアリング</p>

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況		議 長	<p>を行いましたことを報告いたします。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>はい。ただ今事務局より説明がありました本議案の整理番号26番につきましては、新規就農の案件となっておりますので、ヒアリングを行った委員より意見を伺います。 農地利用最適化推進委員の糸原委員、お願いします。</p>
		糸原委員	<p>はい。整理番号26番の借受人の新規就農について、報告いたします。 2月17日に、私と木口委員、事務局職員でヒアリングをおこないました。借受人は、県内の種苗関係の法人で1年間の研修を受け、1年前から農業を始めたとのこと。もともと農家であった祖母の農地を借り入れ、就農するものです。世帯の労働力は本人のみですが、就農を考えている仲間と協力して規模を拡大していきたいとのこと。作物構成は、ネギ、ブロッコリーなどで、露地野菜を中心として始め、将来的には、施設野菜のきゅうりをメインにしていきたいとのこと。基本装備は、共同のトラクターと個人で耕耘機、トラックなどを所有しており、祖母の住まいの敷地に保管しているとのこと。販路については、地元の卸売市場や農業協同組合を予定しているとのこと。 以上のことから、必要な装備を備えており、研修経験や協力者もあり、将来に向けてしっかりとした計画を立てていることから、今回の就農については、特段問題ないものと考えます。 報告は、以上となります。</p>
		議 長	<p>はい。糸原委員、ありがとうございました。 それでは本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
		議 長	<p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p>
		議 長	<p>異議がございませんので、本件は原案どおり決します。</p>
	議案第10号 「農地法第3条の規定による許可申請について」	議 長	<p>次に、議案書の30ページ、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。</p>
		事務局	<p>はい。それでは議案書の30ページ、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明いたします。別添の議案資料の2ページから6ページまでの資料2も関連するものとなっておりますので、併せてご参照ください。 今回お諮りするの、3条の一般的な内容である耕作目的での農地の権利移転に関するもの9件と、区分地上権の設定に関するもの1件でございます。 3条許可申請につきましては、本日のご審議の結果をもって、通常はすべて本日付けでの処分となるところですが、区分地上権の設定に関する事案に関しましては、後ほど議案第13号においてご審議いただく営農型太陽光発電設備の設置に伴うものであり、国の通知において、その場合は3条の許可と5条の一時転用の許可を同時におこなうこととされていることから、第5条の処分内容にしたがい、同日付けで、3条の処分をおこなうこととなります。</p>

	会 議 件 名	て ん 末
会		<p>ご審議いただきます、営農型太陽光発電設備の一時転用の5条許可申請に対する最終的な処分が、許可となったときは許可することとし、5条が不許可処分となったときは3条も不許可とすることとし、5条の処分日と同日付けでおこなうことが相当と考えております。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請についての説明については以上です。</p> <p>なお、ご審議いただくにあたりまして、区分地上権を除いた各事案について担当委員と事務局で現地調査を実施しましたことを報告いたします。</p> <p>ご審議のほどよろしく願います。</p>
議		<p>議 長 はい。ただ今事務局より説明がありました本議案につきまして、まず、現地調査を行った委員より意見を伺います。</p> <p>議席番号14番、坂本委員、願います。</p>
進		<p>坂本委員 はい。2月15日に、私と福島会長職務代理と事務局職員で、3条申請に関係する農地の現地調査を行いました。</p> <p>整理番号1番、2番、4番、5番 及び 7番の各譲受人の経営地につきましては、耕作・管理が適正におこなわれておりました。それぞれの申請地につきましても、特に問題はありませんでした。</p> <p>現地調査の結果、以上5件につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見といたします。</p>
		<p>議 長 はい。坂本委員、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、議席番号16番荻野委員、願います。</p>
		<p>荻野委員 はい。2月15日に、私と宇野委員と事務局職員で、3条申請に関係する農地の現地調査を行いました。</p> <p>整理番号3番、6番、8番 及び 9番の譲受人の経営地につきましては、耕作・管理が適正におこなわれておりました。申請地につきましても、特に問題はありませんでした。</p> <p>現地調査の結果、以上4件につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見といたします。</p> <p>以上です。</p>
行		<p>議 長 はい。荻野委員、ありがとうございました。</p> <p>それでは審議に入りますが、本議案のうち、整理番号6番の案件につきましては、議席番号××番 ○○委員に関する案件となりますので、○○委員には暫時退室をお願いします。</p> <p>(○○委員 退室)</p>
		<p>議 長 それでは整理番号6番の案件につきまして審議いたします。</p> <p>この件に関し質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
状		<p>議 長 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本件は原案どおり決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p>
		<p>議 長 意見がございませんので、本件は原案どおり決します。</p> <p>○○委員、入室をお願いします。</p> <p>(○○委員 入室)</p>
況		<p>議 長 それではその他の案件について審議いたします。</p>

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進 行 状 況		議 長	この件に関し質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声) 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 なお、整理番号10番につきましては、営農型太陽光発電施設の設置に伴う案件であるので、5条申請と合わせて採決を行うことといたします。 10番を除く案件につきまして原案どおり決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。
	議案第11号 「農地法第4条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案書の33ページ、議案第11号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
	事務局	はい、4条転用について事務局よりご説明させていただきます。 議案書33ページ及び別添の総会資料の7ページをご覧ください。 議案第11号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」であります。本議案につきましては、市街化区域以外のご自身が所有権を有している農地を、ご自身が農地以外の目的で使用するために必要な手続きとなります。 本日の総会における許可申請承認につきましては1件となっております。ご審議いただいた内容を意見書に付して深谷市長へ進達し、来月の10日頃処分がなされる見込みであります。 整理番号1番です。申請地は折之口217番1の畑78㎡、既存の宅地部分を含んだ全体面積1,472.72㎡についてであります。 こちらにつきましては、昭和33年頃から住宅敷地の一部として利用してきたが、手続き未了であったため改めて手続きを行う申請であります。 農地法4条の許可承認申請につきましては以上1件です。 ご審議のほど、お願い申し上げます。	
	議 長	はい。ただいま事務局より説明のありました本議案について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)	
	議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)	
	議 長	意見がございませんので、本件は原案どおり決します。	
	議案第12号 「農地法第5条第1項の 規定による許可後の計画 変更申請承認について」	議 長	次に、議案書の34ページ、議案第12号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
	事務局	はい。引き続きまして事務局よりご説明申し上げます。 議案書34ページをご覧ください。	

	会 議 件 名	て ん 末	
議 進 行			<p>議案第12号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」であります。</p> <p>こちらにつきましても、本日の総会でご承認をいただきますと、深谷市へ意見書を付して進達し、来月の10日頃処分がなされる見込みであります。転用計画の変更につきましては、許可の取り消しが困難又は不相当と認められる場合、許可目的の達成できなかった理由が転用者の故意または過失によるものではない場合、許可の取り消しを行ってもその土地が旧土地所有者によって農地として効率的に利用される見込みのない場合などのすべてを満たしている時に、当該転用事業者によって当該許可に係る土地について転用を希望する者がいるときは、転用計画の変更を承認することができるかとされております。</p> <p>整理番号1番です。申請地は、畠山908番2 外1筆であり、令和3年第8回総会議案第49号整理番号20番でご承認をいただき、令和3年9月8日付で許可処分がなされた案件でございます。一時転用期間の延長が必要となったため計画の変更申請に及んだものであります。申請人は、当初一時転用期間を、深谷市が発注した公共下水道管布設工事(R3-5汚水)の工事期間としていましたが、関連する埼玉県発注工事が遅れており、工事期間が延長となることから一時転用期間の延長が必要となったものであります。本案件は、工期延長の理由が故意または重大な過失にあたらぬこと等から計画の変更は致し方ないものであると考へます。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認につきましては以上です。</p> <p>ご審議のほど、お願い申し上げます。</p>
		議 長	<p>はい。ただいま事務局より説明のありました本議案について審議いたします。</p> <p>この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
		議 長	<p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本件は、決することによろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p>
議 長		議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。
状 況	<p>議案第13号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」</p>	<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、議案書の35ページ、議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>はい。引き続きまして事務局よりご説明申し上げます。</p> <p>議案書35ページ及び別添総会資料8ページと併せてご確認ください。</p> <p>議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」であります。</p> <p>本議案につきましては、市街化区域以外の農地で所有権の移転、貸借権の設定等権利の移動または設定を伴う、所有権を有さない農地を農地以外の目的で使用するために必要な手続きとなります。</p> <p>本日の総会における許可申請承認につきましては10件となっております。ご審議いただいた内容を意見書に付して深谷市長へ進達し、来月の10日頃処分がなされる見込みであります。</p> <p>整理番号1番です。申請地は、折之口217番2の畑、500㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため申請地を借り受け自己用住宅の建築を行いたいという申請であります。</p>

	会 議 件 名	て ん 末	
議 進 行 状 況			<p>整理番号2番です。申請地は、上野台2495番7の畑、459㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受け自己用住宅の建築を行いたいという申請であります。</p> <p>整理番号3番です。申請地は、境622番2の畑、500㎡についてであります。譲受人は、実家住まいで手狭なため、申請地を譲り受け自己用住宅の建築を行いたいという申請であります。</p> <p>整理番号4番です。申請地は、東方1767番1の畑 外1筆、合計2筆362㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受け自己用住宅の建築を行いたいという申請であります。</p> <p>議案書の36ページです。整理番号5番です。申請地は、岡1422番の畑、391㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受け自己用住宅の建築を行いたいという申請であります。</p> <p>整理番号6番です。申請地は、小前田659番2の畑、111㎡、既存の宅地部分を含んだ全体面積865.38㎡についてであります。譲受人は、地域に需要が見込まれるため、申請地を譲り受け、隣接する宅地と併せて建売住宅4棟の建築を行いたいという申請であります。</p> <p>整理番号7番です。申請地は、小前田2884番1の畑、2,010㎡についてであります。譲受人は、平成13年頃から農業用施設(養蜂)として利用してきたが、手続き未了であったため改めて手続きを行いたいという申請であります。</p> <p>整理番号8番です。申請地は、緑台12番1の畑、253㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため申請地を譲り受け自己用住宅の建築を行いたいという申請であります。</p> <p>37ページです。整理番号9番です。申請地は、緑台12番19の畑、239㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため申請地を譲り受け、自己用住宅の建築を行いたいという申請であります。</p> <p>整理番号10番です。申請地は、新戒465番1の畑、5,001㎡の内0.70㎡についてであります。譲受人は、農業経営の安定化を図るため営農型太陽光発電施設の支柱等を設置し、ネギ苗の栽培を行いたいという申請であります。なお、本申請につきましては、令和4年第1回農業委員会総会議案第5号で取下げとなりました事案でございます。当初の申請では、太陽光発電設備等の最低地上高が1.36mとなっておりますが、本申請においては最低地上高が概ね2.0m以上確保され安全性に不安はないと考えます。</p> <p>農地法5条の許可申請につきましては以上10件です。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
	議 長	<p>はい。ただいま事務局より説明のありました本議案につきまして審議いたします。</p> <p>その際にですね、先程申し上げたとおり、太陽光発電設備については3条とこの5条で、簡単に言えば、5条で許可になれば3条も許可になるということですから、それをお含みいただいて審議いたしましたというふうに思います。</p> <p>まず、この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p> <p>議 長 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>議 長 異議がございませんので、本件は原案どおり決します。</p> <p>それと同時に議案第10号の整理番号10番につきましても許可相当ということで決します。</p>	

会 議 件 名		て ん 末	
会 議	議案第14号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について」	議 長	次に、議案書の38ページ、議案第14号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	はい。議案第14号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について」、事務局よりご説明させていただきます。 議案書の38ページをご覧ください。 こちらにつきましては、農業を営んでいた者から相続、または遺贈により農地を取得し、自ら農業を営むことにより、農地としての利用が確保される場合には納税猶予の特例により相続税が免除されるものです。また対象となる農地が市街化区域の場合は20年、それ以外の区域は永年農業経営が必要になります。本日の総会において承認をいただきますと本日付けで、農業委員会で証明書を発行させていただきます。 整理番号1番につきましては、こちらは被相続人の子が相続人となり、適格者証明書の申請が上がっているものです。当該相続人についてはすでに農業用機械等は整備されており、現在も農業に従事していることから、今後も継続して農業経営を行うことが見込まれます。今回、証明を受ける農地が市街化区域内であるため、納税猶予の適用を受けてから20年間、農業経営を行うことによって納税猶予の免除が確定するものです。 以上「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について」は1件でございます。なお、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について」につきましては、対象となる農地が耕作する上で支障がないことの確認として、議席番号6番大澤委員が現地の確認を行いましたことを併せてご報告いたします。 ご審議のほど、よろしく願います。
進 行		議 長	はい。事務局より説明のありました本議案につきまして、現地確認を行った委員より意見を伺います。 議席番号6番大澤委員、お願いします。
		大澤委員	はい。本議案につきまして、2月16日に納税猶予の対象となる農地の現地確認を行いました。 整理番号1番の相続人の農地につきましては、耕作が適切におこなわれており、特に問題はありませんでした。農業で利用している農業機械等はすでに整っているため、今後も継続して農業を行うことができると見込まれます。 現地確認の結果、納税猶予に関する適格者証明書を発行することに支障はないと判断し、委員の意見といたします。 以上です。
状 況		議 長	はい。大澤委員、ありがとうございました。 それでは本議案について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は原案どおり適格者証明書を発行することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	異議がございませんので、本件は適格者証明書を発行することと決めます。

会 議 件 名		て ん 末	
議 進 行	議案第15号 「農用地利用配分計画 (案)に対する意見について」	議 長	次に、議案書の39ページ、議案第15号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題とします。 農業振興課より説明を求めます。
		農業振興課	はい。議案書39ページ、議案第15号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を農業振興課より説明させていただきます。 本議案は農地中間管理事業における農地貸借に関するものです。本事業における農地貸借につきましては、まず所有者と農地中間管理機構が利用権にて農地貸借をおこないます。農地中間管理機構が農地を借り受けた後、農地中間管理機構がおこなう公募に応募した借受希望者に農地を配分する計画を作成し、埼玉県知事の認可をとることで貸借が成立することとなります。この農地の配分計画を作成した際、機構は農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき農業委員会の意見を求めることとされていることから、議案の提出に至ったものでございます。農業委員会へ求める意見の内容としましては、借受者が農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであるか、当該農地を借り受けることで周辺農地利用に悪影響が及ぼす恐れがないか、借受者は農作業に常時従事する見込みはあるか等でございます。 今回配分する農地につきましては、本田地区の1筆3,695㎡です。本件については、今回新たに農地中間管理機構が利用権にて農地貸借を行う農地です。先ほどの議案第9号でご審議いただいた農用地利用集積計画の決定についての整理番号53番がこれに該当いたします。 以上、説明とさせていただきます。 ご審議のほど、よろしく願います。
		議 長	はい。ただいま農業振興課より説明のありました本議案について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は「意見なし」と決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)		
議 長	意見がございませんので、本件は「意見なし」と決します。		
議 状	議案第16号 「農業振興地域整備計画 (農用地利用計画)の 変更に係る意見について」	議 長	次に、議案書の40ページ、議案第16号「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見について」を議題とします。 農業振興課より説明を求めます。
議 況		農業振興課	はい。それでは、議案第16号「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見について」、農業振興課よりご説明いたします。 議案書の40ページから46ページと、別添でお配りしてあります参考資料の地図をご覧ください。 本議案は農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定される農用地を農用地等以外の用途に供することを目的として農業地区域内の土地を農業地区域から除外するものでございます。農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更につきましては議案書の右側に記載しております5つの除外の要件を全て満たす必要がございます。 今回の事案は、令和2年12月1日から令和3年2月26日までに申し出を受け付けたもので、対象となる農地は41ページから46ページ

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進 行 状 況			<p>に記載がありますとおり、除外24件、筆数としましては31筆、面積は16,445㎡でございます。除外面積の地区別の内訳としましては、深谷地区12,610㎡、岡部地区606㎡、川本地区1,189㎡、花園地区2,040㎡でございます。また、除外事由別の内訳としましては、自己用住宅11件、筆数は12筆で面積は4,256㎡となります。自己用住宅敷地の拡張2件、2筆、79㎡となります。農業用住宅敷地拡張4件、筆数は6筆、面積は2,630㎡です。事業所敷地拡張としましては2件、筆数は3筆、2,260㎡となります。駐車場敷地の拡張としましては2件、筆数は3筆、面積としましては3,673㎡となります。農業用施設1件、1筆、面積は416㎡です。店舗1件、2筆、1,091㎡となります。植木販売展示場1件、筆数は2筆、面積は2,040㎡でございます。これによりまして、整備計画に位置付けられた農用地面積は5,953.8haから今回申し出により面積は5,952.2ha、マイナス1.6haの変更となります。</p> <p>以上、議案第16号「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見について」の説明となります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>議 長 はい。ただいま農業振興課より説明のありました本議案について審議いたします。これは、「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見について」と書いてありますが、農業振興地域内における開発と言いますか、農業以外に利用しますよという、一般的に農振除外といわれているものについての説明でした。この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p> <p>議 長 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は「意見なし」と決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>議 長 意見がございませんので、本件は「意見なし」と決します。</p>
	議案第17号 「農業経営基盤強化促進基本構想の変更(案)に対する意見について」	議 長 農業振興課	<p>次に、議案書の47ページ、議案第17号「農業経営基盤強化促進基本構想の変更(案)に対する意見について」を議題とします。 農業振興課より説明を求めます。</p> <p>はい。それでは、議案第17号「農業経営基盤強化促進基本構想の変更(案)に対する意見について」を農業振興課よりご説明申し上げます。</p> <p>配布させていただきましたA4サイズの「構想の改正について」と「構想(案)」というホチキス止めのものをご覧いただければと思います。</p> <p>それでは、説明させていただきます。まず1番の農業経営基盤強化促進法の趣旨でございますが、基本構想の案につきましては、こちらの法律で定められたものでございますので、まずこちらからご説明させていただければと思います。効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、地域において育成すべき多様な農業経営の目標を関係者の意向を十分に踏まえた上で明らかにし、その目標に向けて農業経営を改善するものに対する農用地の利用の集積、経営管理の合理化など、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じるものとなっております。</p> <p>続きまして2番、基本構想の目的、位置付けでございますが、都道府県、市町村がその地域条件等に配慮して農業経営基盤強化促進法に規定された各種施策の具体的な基準や、推進方法等を規定するもので、法第5条の規定により、まず県が農業経営基盤強化促進法基本方針を定め、同法第6条の規定により市町村が農業経</p>

会 議 件 名		て ん 末	
会 議			<p>営基盤強化に関する基本的な構想を定める必要がございます。なお、基本構想では以下の5点について定めております。</p> <p>1点目は、農業経営基盤の強化の促進に関する目標でございます。</p> <p>2点目は、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標でございます。こちらは認定農業者の指標となるものでございます。</p> <p>3点目は、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の対応等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標でございます。こちらは認定新規就農者の指標を定めるものでございます。</p> <p>4点目は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の利用関係の改善に関する目標を定めております。</p> <p>最後に5点目でございますが、農業経営基盤促進事業に関する事項でございます。こちらは利用権設定や農地中間管理事業、農作業地委託などについて定めたものでございます。</p> <p>続きまして、3番、改正の理由及び経緯でございますが、市の基本構想は、県の基本方針に即する必要があることから、法改正などにより令和3年に県の基本方針が変更されたため、市の基本構想につきましても改正するものでございます。また、法施行規則第2条の規定により市は基本構想を定めようとする時、また今回の改正を含めまして農業委員会の意見を聞かなければならないことになっておりますので、議案の提出に至ったものでございます。</p> <p>続きまして4番、主な改正点でございます。大きく3つございます。</p> <p>1点目は、令和2年度の法改正により、これまで各JAが実施してきた農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合、一体化されたことによりまして、農地利用集積円滑化事業に関わる規定を削除、改正するものでございます。なお、農地中間管理事業の推進に関しまして農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には大変ご尽力をいただいておりますことを、この場をお借りして改めて深く感謝申し上げます。</p> <p>続きまして、2点目でございます。令和元年度にJA榛沢がJAふかやに統合されたことにより、市内のJAの設置数を4から3に修正いたします。</p> <p>3点目は、令和元年度に深谷市担い手育成協議会が深谷市農業再生協議会に統合されたことから、担い手育成協議会の表記を再生協議会に修正するものでございます。</p> <p>基本構想の見え消しの案の冊子の説明につきましては、今回の改正内容が法律改正による県の基本方針の変更などによるものでございますから、指導の見直し等を行わないため、割愛させていただきたいと存じます。</p> <p>基本構想につきましては、認定農業者、認定新規就農者、利用権設定、また農地中間管理事業など、本市の農業振興を図る上での基本となるものでございます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願い申し上げます、本議案の説明とさせていただきます。</p>
			<p>議 長 はい。ただいま農業振興課から基本構想の変更についてということで説明がありました本件につきまして審議をさせていただきます。ご意見はございますか。</p> <p>(吉田委員、挙手)</p> <p>吉田委員 はい、すみません。</p> <p>議 長 はい、吉田委員。</p> <p>吉田委員 基本方針をですね、読ませていただきました。</p>
進 行 状 況			

会 議 件 名		て ん 末	
会 議			<p>農業従事者においては一人当たり560万、労働時間は2000時間というのが出てますけど、現実的にはこれに全く合っていないですね。合っていないから総合方針なんでしょうけど、どうしたらこういうふうになりますかという話をちょっとお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
		<p>議 長 どうしたら基本方針に則ってできるかという質問なんだけど。</p>	
進	農業振興課		<p>はい。ご回答申し上げます。 説明は割愛させていただきましたけれども、構想案の中に、そちらの560万円を達成するためのですね、経営ごとの累計というものが記されております。どのような作物をどの程度各種作ればよいのか、あくまでもこちらは基本的な指標でございますので、農業者の皆さんそれぞれ異なってくるかと思いますが、参考になる数値になっておりますのでよろしくお願いいいたします。</p>
		<p>議 長 えー、大変言い辛いものだけれど、指標が目標値ということなんだろうけど、これに近づける努力をしてくれっていう意味じゃないのかな。違う？そういうことじゃないのかな。</p>	
行	農業振興課		<p>さようございます。</p>
		<p>議 長 だから、そのためにはどういふことが必要なのかってことで、県を含めてどっちの方向を向いてるのかってさっき言ったんだけど、具体的に市としてもこんな提案をするよ、こんなことで応援するよといった話を聞きたいんでしょう？</p>	
状	吉田委員		<p>まあ、そうですね。</p>
		<p>議 長 ということなんですよ。</p>	
況	吉田委員		<p>それとですね、現実的な農業。深谷市の農業を考えた時にこの目標はですね、非常に夢のような話なんですよ、現実をみると。ですから、この後にどういふ作物を作ってどういふふうにしてるかっていう事例も出てますけど、現実的には今の状態は、これ見て確かにいいこと書いてあるなって思うんです。思うんですけど、現実とかけ離れてる。今ある現状を見ても原油高や資材の高騰とか、今年は特にここにきて農業にとっては厳しいんですよ。冬が寒い、燃料が高い、細かく言うと大変なんです。そうした中で基本方針が出来て、一人560万っていうのが出ただけで、本当に夢また夢なんですよ。たぶん、こっちにいる人はそうだ、そうだと思っていると思うんです。ぜひ、その辺のところも汲んで、どうしたら農家がそういう一人当たり560万、2000時間で済むかということをもっと追及してもらえればありがたいなと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
		<p>議 長 はい、吉田委員ありがとうございました。 端的に言って、早く言えば実入りが少ないと、なんとか補完してもう少し頑張ってニコニコしながら経営ができないかと。そのために施策としてどういふ物がどう必要なかっていうのが今の質問。それらについては、お金のかかることでもあるし、決まった財源の中で大盤振る舞いで1回で100万、200万出してほしいんですけど、なかなかできないだろうと。ということとなると、手を挙げてこれから人・農地プランについても触れたかったのだけれども、手を挙げてもなかなか認められない。それから特に人・農地プランの例えば日本農業新聞の中に今度は金もらえるよって記事が出るんですよ。それで相談に行ったら、実はいやあ、こんなに細かい5年10年の計画が必要であるなら経営コンサルタントとかに頼まないとももらえないなと。100万もらったのに50万、60万を経費で突っ込んだんじゃ、元も子もないと。それで、最後は期間が限られてますからと、次は手を上げてくれたんですけど点数がそこまでいかなかったからアウトだと。これらについて私の意</p>	

会 議 件 名		て ん 末	
会 議			<p>見なんですけれども、若手の方が一生懸命、本当にやりたいんだっ たら、大盤振る舞いとは言わないけれども50万、100万でもポンと 出せるくらいの器量を持ってほしい。で、認定農業者制度は制度と していいんだけど、細かいことを言ってもしょうがないんで、本当の 意味で頑張れる方には応援してあげるっていう姿勢でやっていた だけとありがたいと思うんですよ。それで、市に対しては市民であ るし、県に対しては県民だって意識でいくと、違うだろってさっきも冒 頭に言ったんだけど、こういう状況下でみんながニコニコして働 けるかっていうと働けないんだよって話をしたんだけど、だからそ のために何が必要かっていうと継続的な運動なんですよ。農業を守 りましょう、生産現場で一生懸命やってる人をヨイショするわけでも ないけれど、褒め称えましょう、顕彰事業でもやりましょうとやればい い。今まであまりにも潜っていて、モグラのように出れば打たれるから なんて、うんと出て頑張ってやってもらいたいというのが皆さんの意見 だと思います。そういうことで肝を据えていただいて事業推進いた だきたいというふうに思うんですよ。私からはそのお願いと同時に、今、 吉田委員が手を上げてくれたんで、そういう意味の発言じゃないか なってことでお伝えします。 吉田委員、よろしいでしょうか。</p>
			<p>吉田委員 了解です。</p> <p>議 長 皆さんよろしいですか。 (委員より「はい」との声)</p> <p>議 長 ということでご理解いただきたい。お願いします。 (宇野委員、挙手)</p> <p>宇野委員 ちょっと質問が。</p> <p>議 長 はい、どうぞ。</p> <p>宇野委員 はい。この資料をいただいて読んでる中で、今の話と同じ内容なん ですけど、推進体制ってどうなっているんだろうということが気になっ たんです。今、議長からもお話ありましたが、そのところが本質的 な問題のやるべきことだと思うんですけど、具体的によくわかんないん です、これ読んで。実際どうなっているのだろうということちょっと 知りたいなと思っていたのですが、この文の中に、推進体制の中の農 業委員会等の協力っていう項目があります。その中に担い手育成協 議会、深谷市担い手育成協議会っていう言葉が出てきました。こうい うのもあるんだと思って、これどういうことをやっているんだろうかと、 知りたいなと思って。それで、今ちょっと最初の変更点、改正点の中 で4番のところにある(3)の深谷市育成協議会、深谷市担い手育成 協議会が統合されたことによりって書いてあるんですけど、一つは 文面的なことなんですけれども、文の中に担い手育成協議会が残っ てますよね。これが変わるってことですか。それが一つです。それで 前に話したどんな活動をどういう人がやっているんだろうということ を教えてくださいませんか、というのが質問です。</p> <p>議 長 はい。では、農業振興課お願いします。</p> <p>農業振興課 ご質問にお答えいたします。 担い手育成協議会につきまして、再生協議会に統合させていただ いたんですけど、まず、事業の内容といたしましては、新しい担 い手をですね、新規就農者を増やすために、その対策として協議会 がございました。その中で実施していた内容については、来年度から 担い手育成塾というのがJAを主体として始まるんですけど、その ような対策等をこれまでは行っておりました。今後も再生協議会の中</p>
進 行 状 況			

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進 行 状 況			で構成員といたしましては、各農協ですとか、農業委員会さんですとか、そういった団体を構成員にして今後の担い手育成について色々なことを検討していくという協議会となります。 以上でございます。
		宇野委員	細かい質問になりますが、協議会は誰が主催して、主導していくのですか。
		農業振興課	はい、お答えいたします。 構成員は先ほど申し上げたとおり、農協さんですとかそういった団体が含まれるんですが、会長は深谷農協の組合長さんにしていただいております、事務局をですね農業振興課の方でさせていただいております。 以上です。
		宇野委員	はい、わかりました。
		議 長	宇野委員、よろしいですか。
		宇野委員	はい。
		議 長	大丈夫ですか。
		宇野委員	その先も聞きたいんですけどね。
		議 長	せっかくだから聞いてください。
		宇野委員	具体的にどういうふうに進んでいるのかがよく見えなくて。私が素人だから見えないんですけど。
		議 長	いやいや、担い手協議会というのがあるんですけど、名前が再生協議会になったり色々するんだけど、失礼だけど具体的に実態としてというのがあまり実感できない。私もここで16年目なんですけど、じゃあ、さっき言ったようにお祭りじゃないけど、懸賞事業等をやって若手が一つ頑張ったから、じゃあ表彰しようというそういう動きがほしいなと思ったけど、それもない。それで、さっき言ったように担い手育成塾っていうんだけど、これ花園農協についてはなんか別立てでやるよっていう話は聞きました。で、実はキューピーがアウトレットの中に入る時に担い手育成塾やりたいんだという話しをしたら、場所取りでとられちゃったということで、私どもの所でなんかいい知恵ありませんか、と。担い手育成塾自分でやりたいとかって、そんな話もあったんだけど、簡単に言ったらちょっと格好のいい帽子的取りっこみたいな話でね。だから先ほど申し上げたとおり、一生懸命やりたいんだよって手を上げた方に対して率先して応援してるかって言ったらあんまりその辺は感じられないのかなっていうのが具体的です。今言った農協の組合長さんを筆頭にして言った時に、農協は機能してないだろうと先ほど申し上げましたよね、変な話だけど。だからそのものからして少し違うだろうというのが1点。2点目はそのもろもろについてやっていますって農業振興課、これは攻める意味での農業経営を助ける、もしくは率先してどうですかっていう動きが若干足りないのかなということで、やはりもう一つご指導いただくとともに、農業振興もそういう部分で皆さんから意見もらって動いてもらえればなど、そういうふうに思います。
			いいですかね、それで。ということで皆さんにもお願いしたいなど。他に意見はありますか。こういうのがいいとか、やってほしいとか。ここまでに関していいですかね。
		議 長	質問ありますか。 よろしいですか。

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進		議 長	(委員より「質疑なし」との声) それではここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は「意見なし」と決することよろしいでしょうか。
		議 長	(委員より「異議なし」との声) 意見がございませんので、本件は「意見なし」と決します。
行			以上をもちまして、本委員会に上程されました報告事案及び議案に関する審議は全て終了いたしました。 これにて、議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。
状 況	閉会	事務局長	以上をもちまして、令和4年第2回農業委員会総会を閉会いたします。

上記、会議のてん末を記載し、相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和4年2月28日

議 長 安藤 巳喜夫

署名委員 飯島 三喜男

署名委員 小暮 次男